

東京法務局管内遺言書保管所管轄一覧

遺言書保管所の管轄について

遺言書の保管申請は、

①遺言者の住所地②遺言者の本籍地③遺言者が所有する不動産の所在地

のいずれかを管轄する遺言書保管所にすることができます。

ただし、すでに他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所に申請してください。

管轄について不明なことがありましたら、以下の遺言書保管所へご確認ください。

遺言書保管所	管轄区域
<p>本局</p> <p>電話：03-5213-1441(直通)</p> <p>▶案内図</p>	<p>千代田区, 中央区, 港区, 新宿区, 文京区, 台東区, 墨田区, 江東区, 品川区, 目黒区, 大田区, 世田谷区, 渋谷区, 杉並区, 足立区, 葛飾区, 江戸川区, 大島町, 利島村, 新島村, 神津島村, 三宅村, 御蔵島村, 小笠原村, 八丈町, 青ヶ島村, 八丈支庁の管轄区域(八丈町及び青ヶ島村を除く)</p> <p>※(管轄区域の表示は、利用者に分かりやすい記載としています。)</p>
<p>板橋出張所</p> <p>電話：03-3964-5385(代表)</p> <p>▶案内図</p>	<p>中野区, 豊島区, 北区, 荒川区, 板橋区, 練馬区</p>
<p>八王子支局</p> <p>電話：042-631-1377(代表)</p> <p>▶案内図</p>	<p>八王子市, 立川市, 昭島市, 町田市, 日野市, 国分寺市, 国立市, 東大和市, 武蔵村山市</p>
<p>府中支局</p> <p>電話：042-335-4753(代表)</p> <p>▶案内図</p>	<p>武蔵野市, 三鷹市, 府中市, 調布市, 小金井市, 小平市, 東村山市, 狛江市, 清瀬市, 東久留米市, 多摩市, 稲城市, 西東京市</p>
<p>西多摩支局</p> <p>電話：042-551-0360(代表)</p> <p>▶案内図</p>	<p>青梅市, 福生市, 羽村市, あきる野市, 西多摩郡(瑞穂町, 日の出町, 檜原村, 奥多摩町)</p>